

## 弁護士過疎・偏在の解消とその社会的意義

——地域密着型法科大学院の立場から——

間  
部  
俊  
明

### 目次

- 第一 はじめに
- 第二 法科大学院発足四年目の課題
- 第三 弁護士過疎・偏在の解消が緊急の課題となっている。
- 第四 弁護士過疎・偏在解消運動の本格的展開はどうしたら可能になるか
- 第五 明らかになってきた司法改革に対する国のスタンス
- 第六 弁護士過疎解消の困難性とやり甲斐
- 第七 地域密着型法科大学院の可能性
- 第八 終わりに

## 第一 はじめに

去る七月七日、本学二四号館一階にて恒例の横浜弁護士会会長の講演会が開かれた。山本一行会長は、「二一世紀の弁護士」と題して、刑事司法改革に関わった体験を切り口とする約一時間の講演をされた。質疑の時間に入り、参加者からこれまでになく熱心な質問が出された。たくさんの方々の質問の言葉の端はしに、法科大学院の将来に対する不安が感じられた。講演会の終了後、法科大学院の進学相談会を開催したので、相談会に来た学部生や社会人からの質問も混じってはいたと思われるが、発足後四年にして、法科大学院の学生や受験生は厳しい現実になんか感じているようだ。この制度が始まったときの一期生のまなざしとは明らかに違う。司法改革の行方と法科大学院制度の将来に危惧を持ちながらも、あえて実務家教員となった者として、彼らにどのような言葉をかけたらいいか。山本会長と参加者のやりとりを聞きながら、重い気持ちで自問していた。明快でないことを承知の上で、それなりの答を出そうと試みたのが本稿である。

私は、法科大学院の専任教員をしながら、日弁連で裁判官制度改革・地域司法計画推進本部の副本部長をしており、地域司法計画部に所属している。また、日弁連司法改革実施対策会議、弁護士過疎・偏在解消のための役割分担ワーキング・グループのメンバーでもある。その立場から、今、弁護士、弁護士会がやろうとしていることを指摘し、地域密着型法科大学院の果たすべき役割について検討したい。

## 第二 法科大学院発足四年目の課題

### 一 適性試験

二〇〇三年（平成一五年）に始まった適性試験の受験者は大学入試センターが実施した試験で見ても、日弁連法務研究財団の試験で見ても翌年大幅に落ち込み、二〇〇五年（平成一七年）からは緩やかな減少を続けている。日弁連法務研究財団の試験は、二〇〇六年（平成一八年）に若干増加しているが、翌年に減少している。大学入試センターが実施した適性試験の受験者の中に理系出身者が占める割合をみると一年目の一〇・一％を頂点に、二年目以降九・九％、七・九％、七・四％、七・三％と減少している。法学部以外の文化系出身者も一年目の二九・四％を頂点に、二八・一％、二四・六％、二四・〇％、二三・六％と減少している。反対に法学部出身者は一年目五八・三％であったが、二年目以降、六二・一％、六七・四％、六八・五％、六八・九％と増加している（資料1参照）。日弁連でもほぼ同様の傾向が見られる（資料2）。

年齢別統計は日弁連法務研究財団の適性試験のデータしかないが、それによると二〇歳から二四歳までの受験者の割合は平成一五年度四一・三％であった。その後、五〇・七％、五四・八％、五四・九％、五六・二％と一貫して増加し、二五歳以上の受験者の割合は減少を続けている（資料2参照）。

### 二 法科大学院の入試

文部科学省発表のデータによると、法科大学院入試の志願者数は、二〇〇四年（平成一六年）が七万二八〇〇人であったが、翌二〇〇五年（平成一七年）に四万一七五六人に大きく減少（前年比五七・四％）した。二〇〇六年（平

成一八年)に四万三四一人に微減した後、二〇〇七年(平成一九年)には四万五二〇七人に増加している(一二%増資料 4 参照)。これは、旧試験の合格枠が減少したことで、旧試験組が法科大学院にシフトしてきたものと思われる。合格して、実際に入学した数は、二〇〇四年(平成一六年) 五七六七人だった。二〇〇五年(平成一七年)に五五四四人に減少したが、二〇〇六年(平成一八年) 五七八四人と増加し、一九年には五七一三人に減少している。これは、大学側が合格者を絞ったからだろうか。

社会人経験者の割合は、二〇〇四年(平成一六年) 四八・四%を頂点にして三七・七%、三三・三%、三一・一%と一貫して減少している。法学部以外の出身者の割合も三四・五%、二九・九%、二八・三%、二六・一%と減少している。反対に、法学部出身者が一貫して増加している。二〇〇七年(平成一九年)には法科大学院入学者の七三・九%が法学部出身者で占められている(資料 4 参照)。

### 三 神奈川大学法科大学院の入試に見る傾向

本学の入学者に占める社会人経験者の割合は、二〇〇四年(平成一六年) 四四・〇%であったが、二年目以降、三六・二%、四二・六%、二六・五%と推移している。三年目に増加した点は、全国の動向と違っているが、四年目に二六%台に下がった点は全国平均と同じである。他学部出身者の割合は、四八・〇%、四四・七%、四四・七%、三二・七%と推移している。本学は、全国平均よりも他学部出身者の割合が高いが、それでも、四年目の今年、大きく減少している(資料 5)。



四 審議会意見書は、多様なバックグラウンドを持った人材が法曹になっていくことを理想として、法科大学院を構想した。そこでは、他学部出身者や社会人経験者が多数入学することを期待した。ところが、四年間のデータを検討すると、他学部出身者や社会人経験者の割合は減少の一途をたどり、法学部出身者が増えている。しかも卒業して間もない若者が増えている。

ちなみに、文部科学省のホームページに掲載されたデータには入学者の年齢別の数値がない。分析のためにぜひ掲載してほしい。

## 五 ささまざまな課題

(1) 第一回新司法試験で合格者を出せなかった法科大学院が数校あり、予想と違った低い合格率にカリキュラムを変更したり、卒業認定を厳しくしたり、入学定員を引き下げたりする学校が出てきた。新司法試験の結果、小規模校は早くも生き残りをかけた競争に入ったとも言われる。卒業しても、受験を自主的に回避する受け控え現象が出てきた。

本学は定員五〇人の小規模校である。第一回の新司法試験は一三人が受験し、四人が合格した。第二回の試験は五人が受験し、八人が合格した。「大競争時代」の到来に理想と現実のギャップをどう埋めていくか、について議論の時を迎えたとしなければならぬ。

## (2) トップ校の競争の激化

こうした中で、先日、司法試験審査委員による不祥事が起きた。この学校が司法試験委員を多数出しているトップ校の一つであったことは、四年目の法科大学院が抱える問題がとて根深いことを示している。

## (3) 学生の地位の低さ

エクスタンシブに出た学生に対する実務の扱いは、概して冷たいものであった。調停や審判には、双方代理人が承諾しているのに立ち会うことができなかつた。債権者集会にも入れなかつた。刑事記録を読むことができない。改めて、法科大学院の学生の地位が低いことに驚かされたところである。

刑事記録の閲覧については、高崎秀雄検事（東京高検）が論文「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」（「研修」二〇〇六年六月六九六号）において、実務家教員が、法科大学院の学生に刑事記録を閲覧させることは刑法二八一条の四の目的外使用の禁止に該当すると論じた。法令上法科大学院の学生には、守秘義務の規定が置かれていないことを禁止の根拠としている。その結果、刑事系クリニックを担当する実務家教員が、弁護人として関与する事件について、学生に閲覧させないという誓約をしないかぎり、検察官が開示する証拠の謄写に応じないとの扱いをする例が出ている。

## 第三 弁護士過疎・偏在の解消が緊急の課題となっている

一 今、日本弁護士会連合会（以下日弁連）は、弁護士過疎・偏在解消に向けて本格的な運動に取りかかろうとしている。六月に福岡で開催された第二二回司法シンポジウムの柱の一番目が「弁護士の大都市偏在・弁護士過疎問題をどう解消するか―市民のための司法を目指して」だった。日弁連は、一九九六年（平成八年）の定期総会で、「弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力を挙げて取り組むことを決意」し（名古屋宣言と後に呼ばれるようになった歴史的な宣言）、それ以後、一〇年に渡ってゼロワン地域の解消に取り組んできた。その結果、それなりの成果を上

げた。しかし、後に述べるように、わが国の弁護士過疎・偏在が解消されたとは言えない。この一〇年、弁護士の大都市集中はさらに進み、経済の東京集中も進んできていて。大都市と地方の経済格差も拡大し、裁判所支部管内に弁護士が一名いればよいと言う時代ではなくなってきた。おりから、新六〇期が大都市部だけでは就職できないという問題もあり、地方に弁護士が定着できるようにするためのパイロット事業が本年度に開始されようとしている。

## 二 日弁連の過疎地解消運動の経過——ひまわり基金による過疎対策の展開

弁護士の大都市偏在が是正されるべきであることを指摘したのは一九六四年（昭和三九年）の臨時司法制度調査会意見書（以下臨司意見書）であった。弁護士の大都市偏在の解消が弁護士制度改革の緊急の課題とされた。しかし、日弁連は、弁護士の大都市偏在解消に向けた運動に着手しなかった。

弁護士過疎問題が社会に大きく注目されたのは、臨司意見書から三〇年近くが経過した一九九三年（平成五年）、高松市で開催された第八回業務対策シンポジウムにおいて、日弁連がゼロワンマップを発表したときである。それによると、全国の地方裁判所支部管内に弁護士が一人もいない地域が全支部二〇一のうち七四箇所もあった（「日弁連機関誌「自由と正義」一九九四年三月VOL四五巻三号一一六頁）。弁護士がゼロか一人しかない地域がこれだけ多くあったのか、という事実が社会に衝撃を与えた。一九九四年（平成六年）には日弁連が第三次司法改革宣言の中で、弁護士偏在の解消を掲げた。関弁連も同年九月に過疎解消宣言をした。その後、日弁連は、名古屋宣言を行い、次に述べるようにひまわり公設運動に着手した。

### (1) ひまわり基金の創設

一九九九年（平成一一一年）九月、日弁連は、創立五〇周年記念事業として公設事務所の構想を打ち出した。東京弁

護士会からの司法改革支援金一億円及び日弁連創立五〇周年記念事業特別基金からの繰入金などを財源として日弁連ひまわり基金が設置された。同年一二月の臨時総会議決に基づいて、二〇〇〇年(平成十二年)一月から二〇〇四年(平成一六年)一二月末までの五年間の時限措置として会員一人あたり月額一〇〇〇〇円の特別会費の徴収を開始した。同年二月、日弁連法律相談センターは日弁連公設事務所・法律相談センターに名称変更し、目的・任務の中に「公設事務所の設置、運営の支援のための活動を行う。」「弁護士過疎地域における弁護士定着支援のための活動を行う。」などが入った。

#### (2) 法律相談センター

二〇〇六年(平成一八年)九月末日現在、法律相談センターは全国で三〇〇箇所設置されているが、そのうちひまわり基金の援助を受けているところは一三八箇所(第一種弁護士過疎地域一〇八箇所、第二種弁護士過疎地域三〇箇所)である。なお、二〇〇一年(平成一三年)五月理事会で承認された「司法サービスの全国展開に関する行動計画」では、二〇〇二年(平成一四年)度末までに全地裁支部に法律相談センターを開設することを目指したが、二〇〇六年(平成一八年)九月末日現在、二四箇所が未設置のままとなっている。

#### (3) ひまわり基金法律事務所

二〇〇〇年(平成一二年)六月、鳥根県に石見ひまわり基金法律事務所が開設して以降二〇〇七年三月末までに七箇所のみまわり公設ができた(日弁連二〇〇六年一二月七日臨時総会議案書四五頁)。これによって、二〇〇七年六月末時点での必要事務所数は三三に減少した。このうち一〇箇所は定着した。

#### (4) 弁護士定着支援

ひまわり基金による弁護士過疎対策として、弁護士過疎地域に事務所を開設した弁護士や弁護士法人に対し、無利

息で開設資金（限度額五〇〇万円）や運営資金（限度額年間四〇〇万円）を貸し付けるのが弁護士定着支援制度である。二〇〇〇年から二〇〇六年九月末までに弁護士八名、弁護士法人三事務所に貸付を行っている。そのうちゼロ地域に開業したものが四箇所、ワン地域に開業したものが三箇所である。

(5) ゼロワンはどこまで克服されたか

二〇〇六年度末には、ゼロ地域三（奈良地裁五条支部、大津地裁長浜支部、大分地裁杵築支部）、ワン地域二九にまで減少している。しかし、三以上の事務所数を数える地域でも実働弁護士数がゼロワンであるとか、地域が広いとか人口が多いため実質的に考えたとゼロワン地域と見るべき地域が二〇箇所近くある。そのためゼロワン地域を実質的に解消しようとするとなお約六〇箇所の事務所が必要である。

三 日本支援センターによる過疎対策

総合法律支援法三〇条一項四号記載の業務を行う事務所（以下四号事務所）は、中期計画が定める弁護士過疎対策として、「実質的なゼロワン地域」において、「法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士会連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する」とされている。

しかし、初年度の四号事務所の設置は六箇所であり、中期計画の終期である二〇〇九年（平成二十一年）度までに四号事務所だけで実質的ゼロワン地域を解消することは困難である。

#### 四 弁護士過疎・偏在解消運動十一年目の課題

##### (1) 残された課題とは

- ①ゼロワン地域をどう解消するか。まずゼロ地域三箇所をなくすこと。②実質ゼロワン地域をどう解消するか。③それを解消した後の運動をどう構想するか。④弁護士過疎地域の法律相談センターは大多数が赤字で運営されており、ひまわり基金からの支援の額は年間約一億八〇〇〇万円に上っている(二〇〇七年二月二日法律相談事業及び弁護士過疎対策に関する関東Bブロック協議会基調報告)。この援助をどこまで継続するのか、援助の見直しは必要か。⑤過疎ではないが弁護士が少ない地域への支援運動をどう進めていくか。⑥ひまわり公設所長候補者とスタッフ弁護士候補者の養成をどう円滑に進めるか。⑦公設事務所所長及びスタッフ弁護士退任後の受け入れ体制をどう作るか。⑧新六〇期とそれに続く法科大学院卒の新人弁護士の就職を地方を含めて確保していくための構想をどう作っていくか。⑨二〇〇九年に始まる被疑者国選の対象事件の拡大と裁判員裁判にどう対応していくか、など多くの課題がある。

##### (2) 強まる弁護士の大都市集中

日弁連事務局が把握している毎年末の会員数を、発足当時から二〇〇四年(平成一六年)までを五年ごとにまとめたのが資料6、7である。これを見ると、東京三会の会員数が全体に占める割合は、日弁連発足当時(一九四九年)には三九・四五%であったのが二〇〇四年(平成一六年)には四八・四一%に増加し(資料7)、東京三会と大阪弁護士会の会員数合計が全体に占める割合は、日弁連発足当時は四九・四八%であったのが、二〇〇四年(平成一六年)には六二・〇五%に増加している(資料7)。

臨司意見書は、弁護士の大都市偏在化を指摘するに当たって、一九六四年(昭和三九年)七月一日現在の弁護士数の比較を三グループ(東京三会、全国九都市部の弁護士会、他の三九弁護士会)に分けて行っている。すなわち、そ

の時点の弁護士総数は七一四三人であるところ、東京三会の弁護士数は三三七八人（四七・二九％）、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、横浜、京都、神戸の九弁護士会の弁護士数は二六一人（三〇・二五％）、他の三九弁護士会の弁護士が集中していると指摘した上で、一二弁護士会以外の弁護士会には高齢者が多く、所属する弁護士の平均年齢が六〇歳を超えるものもあるという一方、新人弁護士の大都市集中傾向は顕著であるとしている。

この三グループの弁護士数を五年ごとにまとめ、これに二〇〇五年（平成一七年）、二〇〇六年（平成一八年）のデータを加えたのが資料8、9である。ただし、この表の人数は、年末で計算しているので、臨司意見書が出た一九六四年（昭和三九年）については若干の違いがある。これによると、東京三会に大阪、札幌、仙台、愛知、広島、福岡、横浜、京都、兵庫を加えた一二会一〇大都市以外の全国四〇会（臨司意見書当時は三九会であったが一九七二年の沖縄返還以後は四〇会となった）の会員数が全体に占める割合は、一九四九年（昭和二十四年）当時は三一・一三％であったのが、一九六九年（昭和四四年）に二〇・〇四％、一九八九年（平成元年）に二〇・三九％、一九九九年（平成一一年）に一九・一五％、二〇〇六年には一八・七〇％に減少している（資料8）。

ゼロワンマップを公表した翌年の一九九四年（平成六年）からの一〇年の推移を見ると、東京三会の割合は四五・九九％から四八・四一％に増加している。東京三会と大阪の割合は五九・九七％から六二・〇五％に増加し、四〇会の割合は一九・七％から一八・七％に減少している。この五五年間、弁護士の大都市集中は続いてきたし、その傾向は、日弁連が弁護士過疎解消運動を展開してきた一〇年においても続いてきたのである。

#### 第四 弁護士過疎・偏在解消運動の本格的展開はどうしたら可能になるか

##### 一 これまでの成果の確認

二〇〇七年六月現在、全国に七三のひまわり公設事務所が業務を遂行している（北海道一一、青森三、秋田三、岩手五、山形二、宮城二、福島一、新潟三、茨城二、千葉一、静岡一、石川一、福井一、三重一、和歌山二、京都五、兵庫三、岡山一、広島一、島根二、山口一、徳島一、高知二、愛媛一、長崎四、熊本五、宮崎二、鹿児島三、沖縄二）。一四年前、高松市での業務対策シンポジウムで公表したゼロワンマップではゼロワン地域は七四箇所であったから、当時を基準にすれば、そのほとんどが解消されたことになる。民間の一体が、独力で弁護士過疎解消の事業に取り組み、これだけの結果を上げたことは、大きな成果と言って良いだろう。

二〇〇六年（平成一八年）一二月の日弁連臨時総会は、弁護士過疎・偏在対策のためのひまわり特別会費徴収期間を二〇〇七年（平成一九年）四月から二〇一〇年（平成二二年）三月まで延長し、延長後の特別会費を月額一四〇〇円とすることを決議した。その間、司法支援センターとともにゼロワン地域の解消に取り組むことになった。その意気や良しと言うべきである。とりわけ、高松業対シンポ（一九九三年）からの一〇年は、バブル崩壊後の「失われた一〇年」と重なる時期であり、日本経済が破綻し、金融危機、企業倒産、リストラ、多重債務者の激増など社会全体が危機に陥り、塗炭の苦しみを味わっていた時期である。こうした中で、弁護士たちが、「法の支配」をこの国の隅々に及ぼそうと、社会正義の実現と人権擁護の旗をかかげて、弁護士過疎の解消に向けて立ち上がったことはすばらしいことであった。しかし、これまでの延長上に運動を続けるだけでは、目標は達成されないであろう。なぜなら、「失われた一〇年」の次にやって来た規制緩和、新自由主義による政治、経済運営によって、地方経済の疲弊がより深刻



になり、大都市と地方の格差が著しくなり、都市部を含めて、正規雇用の労働者が一挙に減少し、貧困層が増大するなど法律紛争の火種が拡大してきたからである。若者が未来に夢を持つことが難しくなり、社会不安も増大している。

## 二 司法制度改革審議会意見書を批判的に読む時期に来ている

意見書は、小さな司法から大きな司法への転換を打ち出した。今の司法は、国民の期待する役割を果たしていない（法的需要に对应していない）として、法曹の質・量を大幅に拡充することを打ち出した。そして年間三〇〇〇人にまで合格者を増加させることとした。「法の支配」を全国あまねく実現するためには「弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆるゼロワン地域の解消）」が必要であるとうたった（意見書五七頁）。しかし、ゼロワンを解消することは地域的偏在の是正とイコールではない。そのことは、日弁連の一〇年に及ぶ運動によってゼロワンの多くが解消されてきたにもかかわらず、未だ弁護士人口の地域的偏在が是正されたとはいえないことから明らかである。

他方で、意見書は、弁護士人口の地域的偏在の是正がいかにすれば実現できるかを示さなかった。司法試験合格者を三〇〇〇人にまで増員すれば弁護士人口の地域的偏在の是正が達成できるかのような記述にとどまっている。しかし、弁護士増員が東京・大阪への集中をもたらずに済むことは、事実が示すところであり、審議会が、真剣にこの問題に向き合わなかったことを示している。これは、あまりの楽観論であり、日弁連は意見書を乗り越えて弁護士人口の地域的偏在の是正に取り組みなければならない。

## 三 臨司意見書に耳を傾ける

一九六四年（昭和三九年）に発表された臨司意見書は、弁護士の大都市偏在の是正を決議項目に入れていた。その

上で、弁護士の大都市偏在は、わが国の政治経済等の中央集権的傾向と関連しており、仮に法曹人口の増加が実現しても、解消の見通しは困難である、法曹のみの努力によってはいかんともしがたい国民的、社会的な基盤に関するものであり、国民の法意識が変化し、国民の経済力が伸張しない限り期待できないと指摘していた。司法制度改革審議会の意見書よりも突っ込んだ記述と言えよう。臨司意見書は、法曹一元を時期尚早として退け、官僚司法の確立を誘導するところに趣旨がある点で到底同調できないが、弁護士過疎・偏在解消の問題意識という点では示唆に富んだものであった。

#### 四 弁護士の琴線に触れる問題提起

なぜ、日弁連は、ここまで過疎問題に取り組むことができたか。一九九〇年（平成二年）の司法改革宣言では、「国民のための司法を実現するため、国民とともに司法の改革を進める決意」を表明したが、弁護士過疎解消の決意は表明されていない。それが入ったのは一九九六年（平成八年）名古屋宣言である。なぜ六年もかかったのかという問いかけもできようが、むしろ六年をかけても、弁護士過疎解消問題を日弁連の方針に押し上げた力は何であったのか。別の言い方をすれば、日弁連がひまわり基金を設置したのは、臨司意見書から三五年も経過した一九九九年（平成一年）だった。これだけ長期間の空白がありながら、日弁連はなぜ、ここまで弁護士過疎問題に取り組むようになったのか。加えて、なぜ、ひまわり基金創設後八年間でここまでの成果を上げることができたのか。司法制度改革審議会意見書が出される一〇年以上も前に「弁護士の琴線」に触れる問題提起があり、それを受けた次のような弁護士、弁護士会の運動があったからである。

(1) 当番弁護士

振り返れば一九八八年（昭和六三年）の第二回司法シンポジウム第二分科会「刑事裁判と法曹のあり方」において、平野龍一教授が「かなり絶望的」と評したわが国の刑事裁判の実状を取り上げ、同教授を招いて「まず何をせよというのか」と質問し、同教授から「まず被疑者弁護の強化から始めるべきだ」と回答を引き出したことが想起される。第一二回司法シンポジウムが、翌年の人権大会（松江市）の刑事訴訟法四〇年年宣言につながった（平野龍一「参審制の採用による『核心司法』を—刑事司法改革の動きと方向』ジュリスト一一四八号一九九九年一月）。それが、一九九〇年（平成二年）、当番弁護士制度の発足につながり、当番弁護士は瞬く間に全国に波及した。一九九二年（平成四年）、全国当番弁護士経験交流集会在開催された。弁護士の琴線に触れる問題提起が行なわれ、全国の弁護士が動いたのである。

しかし、いざ当番弁護士が制度化されると、遠隔の地に弁護士がいないことが痛感され、弁護士過疎・偏在の克服が当番弁護士の実践に不可欠であるとの認識が共有されていった。九五年定期総会で、当番弁護士等緊急財政基金制度が決議された。

(2) 法律相談

日弁連が、弁護士過疎の解消という課題に接近していったもうひとつの道は法律相談であった。一九九四年（平成六年）、日弁連は、過疎対策のパイロット事業として島根県石見地区に公設の法律相談センターを設置することを決めた。応募を呼びかけたところ、全国から多数の弁護士が応募した。翌九五年に開始した石見法律相談センターには全国の弁護士が手弁当で駆けつけた。弁護士過疎解消に向けた熱気の中で、九六年日弁連定期総会における前述した名古屋宣言が採択された。日弁連は、「弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意すると

ともに、当面の措置として五年以内に、いわゆる〇〇一地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす」と決議した。「弁護士過疎・偏在問題」という言葉が使われたのもこの宣言が最初である。その後、ひまわり公設の運動が順調に展開できたのも、石見法律相談センターや名古屋宣言が、全国の弁護士の魂をとらえたからである。

## 五 各地で始まった人間のドラマ

弁護士過疎の解消が、いかにわが国の社会にとって有意義であるかを大きく訴え、社会の各層を日弁連の支援者として獲得していくことが大切である。

すでに、さまざまなドラマが始まっている。奄美市では、多重債務に苦しみ、自殺する市民が相次いだことから、ひまわり公設事務所の開設を日弁連に訴え、実現させた。自治体と弁護士会が連携して多重債務者を自殺から救ったケースとしてすでに新聞報道されている。

ひまわり基金法律事務所の弁護士が過疎地の自治体に大きな感動を与えている。自己破産をして、生活保護を受けなければならぬ状態の多重債務者が、弁護士に相談して債務整理を依頼したところ、長年に渡って高金利の利息を支払ってきたことが判明し、過払い金の返還を受けることになり、生活保護を受けるどころか、住民税を納付できるようになったケースが報告されている。しかも、一つのひまわり公設事務所だけで一億円を超える返還を実現した所もある。所長弁護士は、自治体財政に貢献するだけでなく、自治体の専門委員に委嘱され、行政各分野の法的助言者として活躍している。そうした活躍は「自由と正義」にリレーで連載されてきたが、今年福岡で開催された第二一回司法シンポジウムの企画として「ひまわり弁護士奮闘記」として刊行された。たった一人の弁護士が、過疎地に赴

任することで地方がどれだけ変わるか。そのことをひまわり公設の弁護士は身を以て示している。逆に、弁護士のいない過疎地がいかに「法の支配」が及ばない無法地帯であったかを示している

ドラマは、法テラスのスタッフ弁護士によっても描かれつつある（法学セミナーの連載）。

## 六 大きく社会に問題提起

若手弁護士の活躍は新たな時代を予感させている。過疎地の住民にとって弁護士は頼りがいのある存在であり、過疎地に弁護士を誘致することは地元にとって有意義であるとの理解が浸透しつつある。司法制度改革審議会意見書は、法曹は「国民の社会生活上の医師」であるとしたが、弁護士は、国民（市民）のもっとも身近にいる法曹として、「町医者」としての役割を期待されている。弁護士は、法律を適用して、市民の人権侵害や紛争を解決することによって、市民の苦しみを救済するだけではなく、その地域に「法の支配」を確立することになる。個別案件を処理することによって、社会を公平で透明にする。今、社会では、ワーキングプアやニートの若者が増えている。経済は好転したと言われるが、「IT長者」や大企業に富が集中し、多くの庶民は貧しく、生活保護世帯は増加し、貧困が蔓延している。社会的不公平が常態化しつつある社会になっている。家庭が崩壊し、少年による重大事件が起きたり、児童虐待やDVが増えている。こうした時代に、過疎地に志を持った弁護士がいることの社会的意味は大きい。ひまわり公設や法テラスのスタッフ弁護士が過疎地で繰り返し広げるドラマを大きく社会に紹介し、過疎地解消、さらには、弁護士の大都市偏在を是正することに社会全体が取り組むことを訴えるべきである。

## 第五 明らかになってきた司法改革に対する国のスタンス

一 意見書は、今後、国民生活の様々な場面における法的需要は量的に拡大するとともに、質的に多様化、高度化する予想し、法曹人口の大幅な増加を図ることが緊急の課題であるとし、裁判官、検察官の大幅な増員が不可欠であるとうたった（五九頁、六〇頁）。そのためには財政面での十分な手当が不可欠であるとして、政府に対して、司法制度改革に関する施策を実施するために必要な財政上の措置について、特段の配慮を求めた（一一六頁）。司法改革は、「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」（三頁）とされた。言い換えれば、司法改革は国家戦略として位置づけられた。

ところが、その後の政府の対応を見ると、司法改革は、国家戦略ではなくってきたような気がする。

二 二〇〇二年（平成一四年）、小泉首相は知的財産保護を国家的戦略にすると言いだし、知的財産戦略会議を立ち上げ、進行中の司法改革推進本部の検討会に知財訴訟検討会を追加した。二〇〇四年（平成一六年）六月、知的財産高等裁判所設置法が制立し、二〇〇五年（平成一七年）四月一日、知的財産高等裁判所を九番目の高等裁判所として新設した。新破産法の制定に当たって、一〇〇〇人を超える大規模破産事件を東京、大阪に申し立てることができるようになった。消費者破産事件を東京地裁で処理できるような扱いをした。

三 裁判員裁判の対象となる刑事重大事件が前倒して本庁に起訴されるようになってきた。これまで合議事件を扱ってきた支部に合議事件が起訴されなくなり、本庁に重大事件が集中する処理になりかねない。地裁支部の地盤沈下が

始まっている。さらに、事件数が少なくなった支部の統廃合がされる恐れがある。司法の中央集権化傾向あるいは本庁集中傾向が強まっている。それが、社会にとって良いことか。

司法改革の柱として法テラスが、弁護士過疎の解消に乗り出したが、財務省は冷淡である。被疑者国選弁護士が低額に押さえられているほか、スタッフ弁護士の待遇や勤務条件にも問題が多い。小さな裁判所支部では、執行事件を扱わなくなり、本庁や近くの大支部に移管されるようになってきた。こうした、地方裁判所支部の機能縮小を批判する声が「ひまわり弁護士奮闘記」に書かれている。留萌ひまわり基金法律事務所の足立敬太弁護士（五六期）は、自分が赴任したことで「弁護士過疎」は解消されたが、旭川地方裁判所留萌支部には、判事・検事はおろか副検事がいないと指摘し、支部の機能縮小に疑問を呈している。刑事の身柄事件は全件が本庁に移送され、破産事件も本庁扱いであり、民事執行業務の多くが、本庁に集約された。国は、事後規制社会への転換と司法の充実などと言っているが、現実には、司法機能をあからさまに削減している。「今後は、『司法過疎』解消に向けた活動を各方面に求め」たいと結んでいる（九頁）。

根室ひまわり基金法律事務所の岩田明子弁護士（五六期）は、釧路地方裁判所根室支部の開廷日は、原則として月に四日しかないのが期日が入りにくい上、検事が常駐していないので、在宅事件以外の刑事事件は全て本庁起訴になってしまふこと、身柄事件の記録を読むに行くだけで、本庁まで往復四時間を費やしていることには違和感があると訴えている。そして、解消すべきは「弁護士過疎」にとどまらず、根本的には「司法過疎」であるとし、裁判官と検察官の増員を求めていくことが必要であり、弁護士業界内の議論ではなく、広く、外部に向けて司法の充実を訴えて行くべきであると指摘している。

四 検察官の不在支部は、右に指摘されたように、解消されていない。裁判員裁判に対応するとの大義名分から、検察庁は地検本庁に人員を集中している。日弁連が、弁護士過疎解消に努めている一方で、裁判所や検察庁がむしろ、地方の支部を縮小していることは由々しいと言わなければならない。

五 小さな司法をそのままにした司法行政が行われ、その結果、裁判員裁判の準備の陰に隠れて裁判所支部の地盤沈下が進行している。司法試験合格者が増えているが、判事補と検事の増員は顕著ではなく、弁護士のみが増員がされ続けている。市民のための司法改革を目指した熱気はなくなっており、経済団体や国会議員の中にも司法改革を推進する勢力は見えなくなっている。こうした中で、日弁連は、司法改革を進める推進者の役割を引受ける覚悟を改めて固めるべきである。日弁連は、弁護士過疎だけではなく、裁判官、検察官不足がもたらしている司法過疎の問題点を指摘し、その解消に向けた提起まで行うべきであろう。

#### 第六 弁護士過疎解消の困難性と新しい動き

一 弁護士過疎が、わが国の政治経済等の中央集権的傾向と関連しており、仮に法曹人口の増加が実現しても、解消の見通しは困難である、法曹のみの努力によつてはいかんともしがたい国民的、社会的な基盤に関するものであるとの臨司意見書の指摘は、今も妥当する。しかも、バブル崩壊後の「失われた一〇年」を経て、大都市と地方との格差の拡大、中流層の二極分解、貧困層の増大等によつて、地方の過疎化や都市部における格差がなお進行しているために、弁護士過疎と大都市偏在は社会的要因によって存在していると言うことができる。そのために、弁護士過疎解



消の事業は、きわめて困難である。すでに述べたように、日弁連だけの努力ではとうてい達成できないだろう。しかし、日弁連のひまわり基金法律事務所の活躍だけでなく、注目すべき動きが出ている。臨司三グループの一つである四〇弁護士会の会員数が弁護士数全体に占める割合が、二〇〇四年まで一貫して減少してきたのに、二〇〇五年、二〇〇六年と僅かであるが増加に転じたのである(資料8・9)。日弁連の運動によって地域司法に対する理解が進み、地域で働くことを決意した弁護士が増えてきたことを示している。こうした流れを大きくし、弁護士過疎の解消、さらには、司法過疎の解消に向かつていくためには、社会を挙げて取り組むことが必要であり、地方自治体、地元の経済団体、労働団体、消費者団体、福祉団体などの支援を得て、共同の事業として取り組んでいかなければならぬだろう。

二 また、その課題の大きさからすると、司法支援センターとの協同作業に取り組むべきである。とりわけ、二〇〇九年、被疑者国選の対象事件が拡大する。多くの弁護士が被疑者弁護事件を受任しないと対応できない。ところが、二〇〇七年七月現在、司法支援センターと契約した弁護士が一人年間一〇件の被疑者国選事件を受任したとしても、対応しきれない。そこで、司法支援センターが雇用するスタッフ弁護士が刑事被疑者国選事件を受任するようにすると構想しているが、契約弁護士だけではまかなえない事件数を処理できるだけのスタッフ弁護士が確保できていない。

元来、被疑者弁護の充実を訴えて当番弁護士を開始し、全国展開してきたのは日弁連であり、被疑者国選を制度化するように求めたのも日弁連であった。ようやく、制度が実現したというのに、契約弁護士が増えないというのは、弁護士会の一部に、司法支援センターが法務省の管轄する独立行政法人であることから、その事業には協力しないと

いう空気が弁護士会の一部にあるからである。たしかに、被疑者国選は、従前の刑事国選と同じように、弁護士会の推薦と裁判所の選任で運営すべきであったが、運動の不足と力関係によって司法支援センターと契約することが条件になった。力関係の結果であることを直視しないで、原則論だけを繰り返し、司法支援センターの事業に一切関与しない態度を継続することは観念論である。そのような態度は、現にある、各地の弁護士過疎を放置することにつながる。確かに、司法支援センターの運営は絶えず官僚的に行われていく恐れがあるが、だからこそ、刑事弁護の担い手である弁護士がこの組織に関与することによって、監視し、運営の改善に努めて行くべきである。

### 三 町弁待望論

このように、弁護士過疎解消運動は困難な状況にあると認めざるを得ないが、すでに見たように、この運動は、わが国が抱える政治、経済、社会全般に渡る問題に切り込むやり甲斐のある事業である。すでに運動に参加してきた若手弁護士に続く、分厚い層の公益的活動に志を持った弁護士群の登場が求められている。あらゆる過疎地で、また過疎地とは言えないまでも弁護士が不足している全国の町で、地域密着型の弁護士が求められている。志を持った「町弁」が求められている。

## 第七 地域密着型法科大学院の可能性

### 一 地域で働く法曹を養成することの意義の大きさ

神奈川大学法科大学院は地域密着型法科大学院であることをうたっている。開校以来、その都度、その意義について

て議論してきたが、その意義を深めるべき時代が到来したと思われる。

すでに見たように、日弁連は、弁護士過疎解消に向けた本格的な運動に取り組もうとしている。この運動は、一九九三年（平成五年）のゼロワンマップ発表以来一五年にわたって続けられてきており、二〇〇〇年（平成一二年）の石見ひまわり基金法律事務所設置以来の実践の中で、大きな成果を挙げた。バブル崩壊後の「失われた一〇年」を経たわが国の社会は、こうした公益的活動に全力で取り組む志を持った弁護士を大量に求めている。その養成は社会的意義のある大事業である。

二 これまでには、司法研修所を卒業した修習生を、過疎地で働くことを希望する弁護士を養成する事務所が受け入れ、新人弁護士は、一、二年の養成期間の後に、ひまわり基金法律事務所に赴任して行った。しかし、養成事務所の数は限られていた。これからは、そうした志を持った優秀な人材を受け入れ、その問題意識を育てる役割を法科大学院が引受けるべきではないだろうか。言い換えれば、弁護士過疎解消運動の本格的展開の拠点として地域密着型法科大学院が名乗りを上げるべきではないだろうか。この旗には社会的な根拠があり、この旗を掲げた法科大学院に、志を持った社会人や他学部出身者が集まってくる可能性がある。

本学は、そうした法科大学院としての方向を打ち出すべきではないかと思う。合格者数を競う競争が激化しており、法科大学院の生き残りをかけたたたかいが始まっていることは事実である。しかし、今、日弁連で行われている議論を考慮すれば、弁護士過疎地や弁護士の少ない地方あるいは地域で働らく意欲を持った人材の養成に重点を置いた法科大学院教育こそ、時代の要請にかなったものといえよう。

### 三 プロセスとしての法曹養成の中核としての法科大学院の再定義

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院はプロセスとしての法曹養成の中核であると位置づけた(六二頁)。ここでは、プロセスという言葉は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させるという意味で使われていた。また、有名な言葉であるが、法科大学院では、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分も併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきだとしていた(六六頁)。実務教育の導入部分とは、要件事実や事実認定に関する基礎的部分であるとしている(六六頁)。

当初、ここで言う基礎的部分がどこまでのことを指すのかはつきりとしていなかった。が、今では、合格後、いきなり実務修習に入ることとの関連で、その意味が浮かび上がってきた。これまでの実務修習は、裁判所、検察庁であれ弁護士修習であれ、司法研修所の前期修習を履修したことを前提として行われてきた。その水準は、今も変わらない。としたら、法科大学院では、少なくとも、実務修習に耐えられるだけの教育が行われなければならない。しかも、実務修習の期間がかつての四ヶ月から二ヶ月に減少することから考えれば、法科大学院における実務基礎科目の役割は「導入部分」という語感からからくる役割以上に重要である。「法曹養成の中核」としての法科大学院の役割について再定義すべきであろう。

### 四 学内法律事務所の設立

そう考えると、実務家教員による実務基礎科目と、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実が求められる。生きた法律相談を通して実務に触れることのできるリーガルクリニックを民事だけでなく刑事、公法の各分野にわたって充実させる方法として、学内法律事務所の創設が期待される。卒業生である合格者が弁護士資格取得後、学内

法律事務所に勤務し、事件を受任して処理するプロセスに、実務家教員の指導のもとに学生が関与する。リーガルクリニクとして系統的に実務に触れる機会が保証される。地域密着型法科大学院としては、過疎地派遣弁護士を養成する役割があるので、弁護士は、学内法律事務所で一、二年勤務した後、ひまわり基金法律事務所やスタッフ弁護士として、地方に赴任していく。また、任期明け後の受け入れ場所としても機能させることができる。やがては、裁判官の他職経験の受け入れも視野に入れる。裁判官への任官や本学の実務教員への転身も構想できる。その意味で、都市型公設事務所としての機能を持った学内法律事務所が望ましい。

## 第八 終わりに

学生は、法曹になることを夢見て、法科大学院に進学してきた。しかし、司法試験をめぐる状況は、制度設計当時に想定されたものとはるかに異なり、厳しいものとなっている。司法制度改革審議会意見書（二〇〇一年六月）は、卒業生の七、八割が合格するものとして法科大学院を構想した。しかし、現実には新司法試験一年目が約五〇%、二年目の今年が四〇%弱、今後はさらに減少して二〇%台にまで低下すると言われている。たしかに、「仕事を捨て、人生をかけて挑戦したのに、裏切られた」との思いを抱く学生がいてもおかしくない。しかし、二〇%台の合格率は、制度設計当時言われた数字をはるかに下回るが、司法試験の合格率がかつて一%台だったことを思えば、合格率は大幅に上がっている。志を持つ者にとって、決して高すぎる壁ではない。

法科大学院の将来と自分の将来に不安を抱いている学生に私が言いたいのは、今がどういう時代か、司法はこの時代にどのような役割を期待されているか、をまず考えてほしいということである。次に、弁護士、弁護士会がその状

況にどのような立ち向かっているかを知ってほしい。そして、なぜ、君はこの時代に法曹を目指すのか、自分は、この時代の日本社会の中で法律家としてどのような働きをしたいのか、を考えてほしいのである。

## ○大学入試センター適性試験

資料1

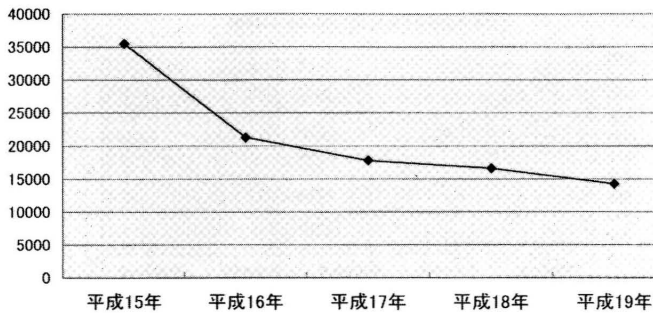
## ①大学入試センター適性試験受験者数推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
受験者数	35499	21298	17791	16625	14266

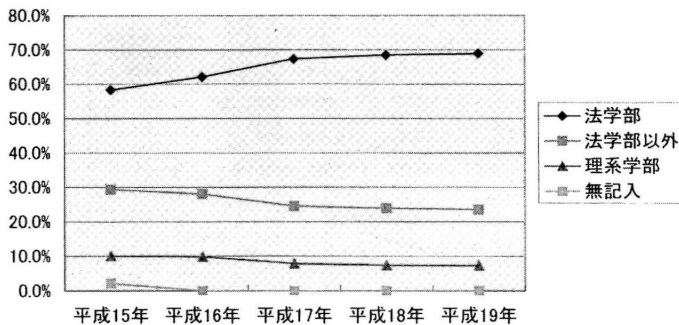
## ②受験者専攻別

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
法学部	20719(58.3%)	13219(62.1%)	11995(67.4%)	11394(68.5%)	9842(68.9%)
法学部以外	10442(29.4%)	5964(28.1%)	4386(24.6%)	3997(24.0%)	3369(23.6%)
理系学部	3591(10.1%)	2115(9.9%)	1410(7.9%)	1234(7.4%)	1055(7.3%)
無記入	747(2.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

①大学入試センター適性試験受験者数推移



②受験者専攻別(割合)



①適性試験受験者数推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験者数	18355	12249	9579	11144	10688

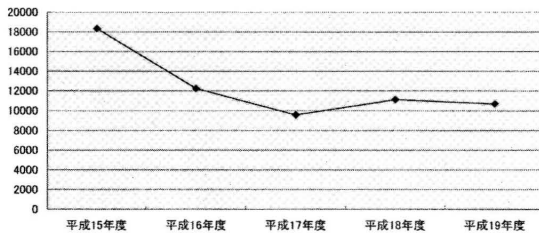
②受験者専攻別

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法律	9282(50.5%)	4251(34.7%)	6458(67.4%)	7678(68.8%)	7370(68.8%)
法律以外の文型	3088(16.8%)	1155(9.4%)	1977(20.6%)	2172(19.5%)	2100(19.6%)
自然科学・理工	768(4.1%)	252(2.0%)	516(5.3%)	559(5.0%)	554(5.1%)
その他不明	5217(28.6%)	6591(53.9%)	628(6.7%)	735(6.7%)	674(6.5%)

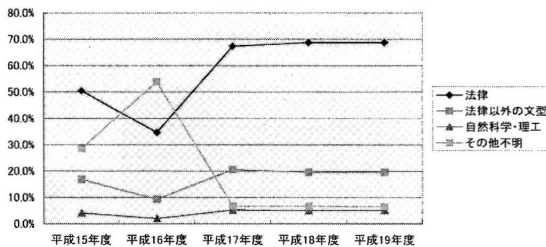
③年齢別

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
～19歳	52(0.2%)	9(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
20歳～24歳	7583(41.3%)	6210(50.7%)	5254(54.8%)	6115(54.9%)	6008(56.2%)
25歳～29歳	4789(26.1%)	2799(22.9%)	2107(22.0%)	2445(21.9%)	2215(20.7%)
30歳～39歳	4187(22.8%)	2304(18.8%)	1579(16.5%)	1896(17.0%)	1791(16.7%)
40歳～49歳	1219(6.6%)	652(5.3%)	482(5.0%)	513(4.6%)	487(4.6%)
50歳以上	503(2.7%)	275(2.2%)	156(1.6%)	175(1.6%)	197(1.8%)
不明	22(0.1%)	0(0.0%)	1(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

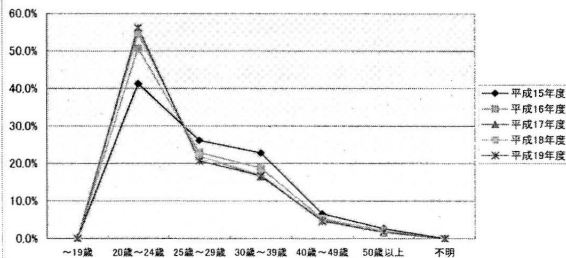
①日弁連法務研究財団適性試験受験者数推移



②受験者専攻別(割合)



③年齢別(割合)





## ○適性試験受験者資料

資料3

大学入試センター・日弁連法務研究財団 合計

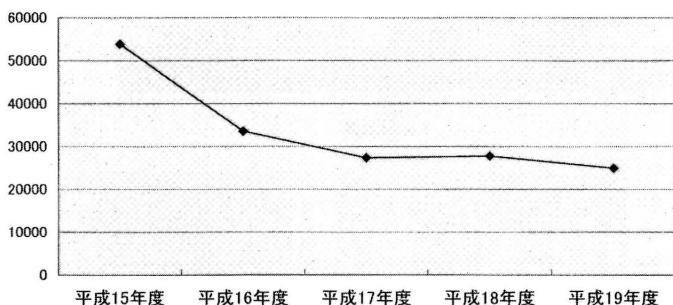
## ①適性試験受験者数推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受験者数	53854	33547	27370	27769	24964

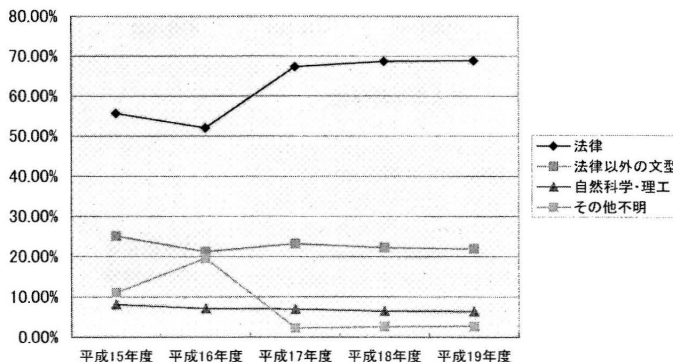
## ②受験者専攻別

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法律	30001(55.7%)	17470(52.1%)	18453(67.4%)	19072(68.7%)	17212(68.9%)
法律以外の文型	13530(25.1%)	7119(21.2%)	6363(23.2%)	6169(22.2%)	5469(21.9%)
自然科学・理工	4359(8.1%)	2367(7.1%)	1926(7.0%)	1793(6.5%)	1609(6.4%)
その他不明	5964(11.1%)	6591(19.6%)	628(2.3%)	735(2.6%)	674(2.7%)

①適性試験受験者数推移



②受験者専攻別(割合)



## ○文部科学省発表 法科大学院入学者選抜実施状況の概要 資料4-1

## 1. 志願者数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
	72800	41756	40341	45207

## 2. 入学状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
法学既習者	2350(40.7%)	2063(37.2%)	2179(37.7%)	2169(38.0%)
法学未修者	3417(59.3%)	3481(62.8%)	3605(62.3%)	3544(62.0%)
合計	5767	5544	5784	5713

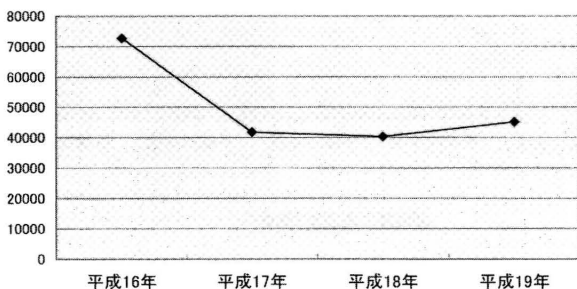
## 3. 社会人の入学状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
	2792(48.4%)	2091(37.7%)	1925(33.1%)	1834(32.1%)

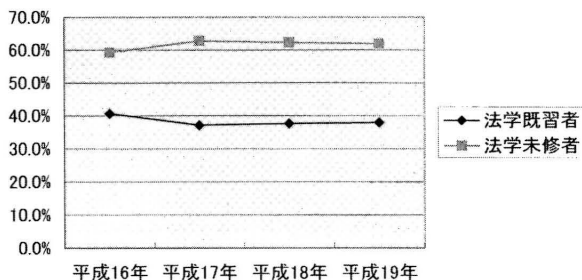
## 4. 出身学部系統別の入学状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
法学	3779(65.5%)	3884(70.1%)	4150(71.7%)	4223(73.9%)
法学以外	1988(34.5%)	1660(29.9%)	1634(28.3%)	1490(26.1%)

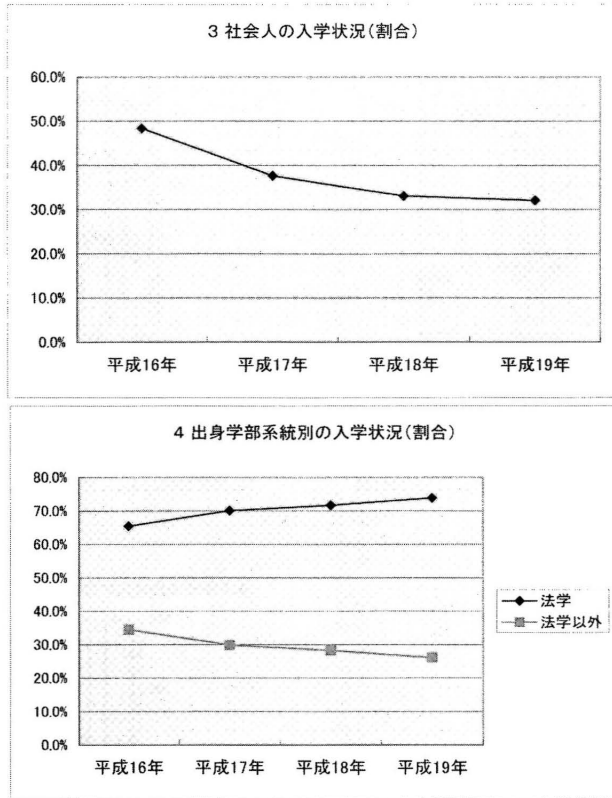
1 志願者数



2 入学状況(割合)



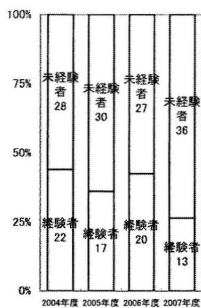
## 資料4-2



神奈川大学法科大学院入学者データ

資料5

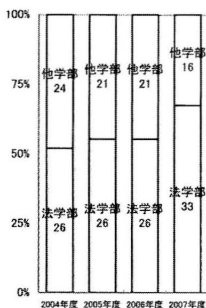
1.入学者中の社会人経験者



社会人経験(名)

	経験者	未経験者
2004年度	22 (44.0%)	28 (56.0%)
2005年度	17 (36.2%)	30 (63.8%)
2006年度	20 (42.6%)	27 (57.4%)
2007年度	13 (26.5%)	36 (73.5%)

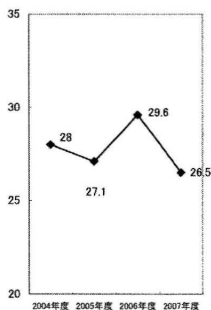
2.入学者中の他学部出身者



出身学部(名)

	法学部	他学部
2004年度	26 (52.0%)	24 (48.0%)
2005年度	26 (55.3%)	21 (44.7%)
2006年度	26 (55.3%)	21 (44.7%)
2007年度	33 (67.3%)	16 (32.7%)

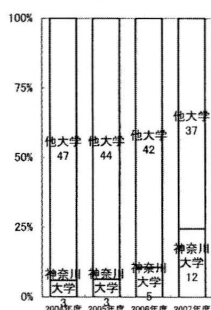
3.入学者の平均年齢



平均年齢(歳)

	平均年齢
2004年度	28
2005年度	27.1
2006年度	29.6
2007年度	26.5

4.入学者の出身大学の割合



出身大学(名)

	神奈川大学	他大学
2004年度	3 (6.0%)	47 (94.0%)
2005年度	3 (6.4%)	44 (93.6%)
2006年度	5 (10.6%)	42 (89.4%)
2007年度	12 (24.5%)	37 (75.5%)

## 会員数の推移と増加率

資料6

	年度	S24	29	34	39	44	49	54	59	H元	6	11	16	増加率	増加率	
	(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	1954~2004	1964~2004	
北海道弁連	札幌	66	70	81	86	111	146	185	217	244	277	315	364	552%	449%	
	函館	21	21	18	16	14	15	20	21	19	22	23	30	143%	167%	
	旭川	15	14	14	17	16	19	19	19	22	20	25	35	233%	250%	
	釧路	13	15	15	13	17	16	20	21	22	21	22	36	277%	240%	
	小計	115	120	128	132	158	196	244	278	307	340	385	465	404%	363%	
東北弁連	仙台	82	85	82	86	91	108	129	148	162	185	210	234	285%	285%	
	福島県	67	58	57	51	53	68	68	71	71	70	81	89	133%	156%	
	山形県	38	35	29	30	33	30	34	38	46	45	51	55	145%	190%	
	岩手	27	28	23	24	30	32	31	33	33	33	41	59	219%	257%	
	秋田	37	33	33	33	29	31	30	40	47	49	49	52	141%	158%	
	青森	33	29	30	27	31	35	35	36	37	43	40	43	130%	143%	
	小計	284	268	254	251	267	299	327	366	396	425	472	532	187%	209%	
	東京	1396	1457	1641	1910	2272	2594	2765	2893	3164	3439	3872	4707	337%	287%	
第一東京	487	560	609	725	897	1112	1278	1416	1598	1744	2022	2725	560%	447%		
第二東京	416	446	546	721	930	1160	1296	1415	1552	1765	2043	2824	679%	517%		
関東弁連	横浜	115	138	148	190	237	307	382	459	509	564	674	786	683%	531%	
	埼玉	59	56	56	65	74	96	134	171	194	225	283	358	607%	639%	
	千葉県	73	79	82	80	90	109	137	166	191	215	254	322	441%	393%	
	茨城県	50	55	53	47	50	58	76	79	78	84	94	108	216%	204%	
	栃木県	69	57	57	53	56	58	68	77	83	88	95	104	151%	182%	
	群馬	45	41	44	42	54	67	87	99	109	116	123	142	316%	323%	
	静岡	96	101	89	89	107	123	147	160	184	192	212	231	241%	260%	
	山梨	37	35	35	35	39	40	43	44	47	44	51	66	178%	189%	
	長野	70	61	60	48	52	56	70	87	96	98	105	123	176%	205%	
	新潟	66	67	65	66	65	77	100	113	112	111	121	144	218%	222%	
	小計	2979	3153	3485	4071	4923	5857	6583	7179	7917	8685	9949	12640	424%	363%	
	中部弁連	名古屋	207	205	220	260	339	429	499	569	625	706	804	970	469%	441%
		三重	44	36	38	41	41	39	48	55	51	60	67	84	191%	221%
		岐阜県	48	40	40	38	47	47	62	64	74	78	86	101	210%	253%
		福井	36	32	30	25	27	28	29	29	32	33	38	47	131%	157%
金沢		47	44	42	42	51	57	63	70	70	67	76	87	185%	207%	
富山県		30	26	26	28	31	37	40	43	51	50	51	59	197%	227%	
小計		412	383	396	434	536	637	741	830	903	994	1122	1348	327%	340%	
近弁連	大阪	584	637	717	842	1103	1319	1541	1723	1887	2112	2406	2890	495%	403%	
	京都	193	168	156	158	174	191	207	226	257	274	308	376	195%	241%	
	神戸	179	183	199	205	236	281	300	320	325	344	381	469	262%	236%	
	奈良	31	21	17	18	21	26	33	37	53	56	70	97	313%	571%	
	滋賀	25	22	20	17	22	21	25	30	32	37	42	59	236%	295%	
	和歌山	42	43	40	33	33	43	46	53	57	58	62	74	176%	185%	
	小計	1054	1074	1149	1273	1589	1881	2152	2389	2611	2881	3269	3965	376%	345%	
	中国弁連	広島	99	100	103	107	131	148	177	209	220	236	259	296	299%	287%
山口県		70	65	61	64	62	55	48	60	58	62	66	80	114%	131%	
岡山		87	80	83	82	84	87	110	123	131	151	164	191	220%	230%	
鳥取県		26	25	24	24	26	27	21	22	26	25	24	28	108%	117%	
島根県		24	20	21	21	21	18	22	22	21	21	21	29	121%	138%	
小計	306	290	292	298	324	335	378	436	456	495	534	624	204%	214%		
四国弁連	香川県	40	36	36	39	49	51	58	70	76	83	83	88	220%	244%	
	徳島	31	32	30	29	28	26	29	34	41	45	52	51	165%	170%	
	高知	45	36	41	41	41	46	55	56	56	48	49	57	127%	139%	
	愛媛	70	62	51	52	61	57	66	66	74	77	82	93	133%	182%	
	小計	186	166	158	161	179	180	208	226	247	253	266	289	155%	183%	
九弁連	福岡県	189	172	186	200	258	326	365	400	443	491	552	656	347%	353%	
	佐賀県	41	34	32	28	29	28	29	30	28	26	36	48	117%	150%	
	長崎県	43	44	52	53	44	48	60	65	64	65	68	76	177%	146%	
	大分県	64	50	48	54	51	54	55	61	61	63	65	75	117%	156%	
	熊本県	79	68	64	65	60	62	69	85	93	101	106	132	167%	206%	
	鹿児島	48	49	48	40	36	37	43	55	61	67	76	90	188%	188%	
	宮崎県	27	28	29	22	24	30	30	35	42	50	48	61	226%	210%	
	沖縄						145	157	169	171	172	178	184	127%	127%	
小計	491	445	459	462	502	730	808	900	963	1035	1129	1322	269%	288%		
合計	5827	5899	6321	7082	8478	10115	11441	12604	13800	15108	17126	21185	364%	335%		
内女性	4	11	42	79	179	299	420	587	766	996	1530	2648	24073%	6305%		

## 資料7

## 1.東京3会とそれ以外の全体に占める割合

(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004		
東京3会	東京	1396	1457	1641	1910	2272	2594	2765	2893	3164	3439	3872	4707	
	第一東京	487	560	609	725	897	1112	1278	1416	1598	1744	2022	2725	
	第二東京	416	446	546	721	930	1160	1296	1415	1552	1765	2043	2824	
	小計	2299	2463	2796	3356	4099	4866	5339	5724	6314	6948	7937	10256	
	割合	39.45%	41.75%	44.23%	47.39%	48.35%	48.11%	46.67%	45.41%	45.75%	45.99%	46.34%	48.41%	
関東10県	横浜	115	138	148	190	237	307	382	459	509	564	674	786	
	埼玉	59	56	56	65	74	96	134	171	194	225	283	358	
	千葉県	73	79	82	80	90	109	137	166	191	215	254	322	
	茨城県	50	55	53	47	50	58	76	79	78	84	94	108	
	栃木県	69	57	57	53	56	58	68	77	83	88	95	104	
	群馬	45	41	44	42	54	67	87	99	109	116	123	142	
	静岡	96	101	89	89	107	123	147	160	184	192	212	231	
	山梨	37	35	35	35	39	40	43	44	47	44	51	66	
	長野	70	61	60	48	52	56	70	87	96	98	105	123	
	新潟	66	67	65	66	65	77	100	113	112	111	121	144	
	小計	680	690	689	715	824	991	1244	1455	1603	1737	2012	2384	
		割合	11.67%	11.70%	10.90%	10.10%	9.72%	9.80%	10.87%	11.54%	11.62%	11.50%	11.75%	11.25%
	合計	5827	5899	6321	7082	8478	10115	11441	12604	13800	15108	17126	21185	

## 2.東京3会、横浜、千葉、埼玉とそれ以外の7県

(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004		
東京3会	東京	1396	1457	1641	1910	2272	2594	2765	2893	3164	3439	3872	4707	
	第一東京	487	560	609	725	897	1112	1278	1416	1598	1744	2022	2725	
	第二東京	416	446	546	721	930	1160	1296	1415	1552	1765	2043	2824	
	小計	2299	2463	2796	3356	4099	4866	5339	5724	6314	6948	7937	10256	
	割合	39.45%	41.75%	44.23%	47.39%	48.35%	48.11%	46.67%	45.41%	45.75%	45.99%	46.34%	48.41%	
関東10県	横浜	115	138	148	190	237	307	382	459	509	564	674	786	
	埼玉	59	56	56	65	74	96	134	171	194	225	283	358	
	千葉県	73	79	82	80	90	109	137	166	191	215	254	322	
	小計	247	273	286	335	401	512	653	796	894	1004	1211	1466	
		割合	4.24%	4.63%	4.52%	4.73%	4.73%	5.06%	5.71%	6.32%	6.48%	6.65%	7.07%	6.92%
	茨城県	50	55	53	47	50	58	76	79	78	84	94	108	
	栃木県	69	57	57	53	56	58	68	77	83	88	95	104	
	群馬	45	41	44	42	54	67	87	99	109	116	123	142	
	静岡	96	101	89	89	107	123	147	160	184	192	212	231	
	山梨	37	35	35	35	39	40	43	44	47	44	51	66	
長野	70	61	60	48	52	56	70	87	96	98	105	123		
新潟	66	67	65	66	65	77	100	113	112	111	121	144		
小計	433	417	403	380	423	479	591	659	709	733	801	918		
	割合	7.43%	7.07%	6.38%	5.37%	4.99%	4.74%	5.17%	5.23%	5.14%	4.85%	4.68%	4.33%	
合計	5827	5899	6321	7082	8478	10115	11441	12604	13800	15108	17126	21185		

## 3.大阪の全体に占める割合

(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004
大阪	584	637	717	842	1103	1319	1541	1723	1887	2112	2406	2890
割合	10.02%	10.80%	11.34%	11.89%	13.01%	13.04%	13.47%	13.67%	13.67%	13.98%	14.05%	13.64%
全体合計	5827	5899	6321	7082	8478	10115	11441	12604	13800	15108	17126	21185

## 4.東京3会と大阪の小計の全体に占める割合

(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004
東京	1396	1457	1641	1910	2272	2594	2765	2893	3164	3439	3872	4707
第一東京	487	560	609	725	897	1112	1278	1416	1598	1744	2022	2725
第二東京	416	446	546	721	930	1160	1296	1415	1552	1765	2043	2824
大阪	584	637	717	842	1103	1319	1541	1723	1887	2112	2406	2890
小計	2883	3100	3513	4198	5202	6185	6880	7447	8201	9060	10343	13146
割合	49.48%	52.55%	55.58%	59.28%	61.36%	61.15%	60.13%	59.08%	59.43%	59.97%	60.39%	62.05%
全体合計	5827	5899	6321	7082	8478	10115	11441	12604	13800	15108	17126	21185

## 資料8

## 臨司3グループの推移

*東京3会														
(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	2005	2006
東京	1,396	1,457	1,641	1,910	2,272	2,594	2,765	2,893	3,164	3,439	3,872	4,707	4,845	5,076
第一東京	487	560	609	725	897	1,112	1,278	1,416	1,598	1,744	2,022	2,725	2,867	3,023
第二東京	416	446	540	721	930	1,160	1,296	1,415	1,532	1,765	2,043	2,824	2,960	3,055
小計1	2,299	2,463	2,796	3,356	4,099	4,866	5,339	5,724	6,314	6,948	7,937	10,256	10,672	11,194
*9会														
(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	2005	2006
札幌	66	70	81	86	111	146	185	217	244	277	315	364	385	410
仙台	82	85	82	86	91	108	129	148	162	185	210	234	241	260
横浜	115	138	148	190	237	307	382	459	509	564	674	786	831	886
名古屋	207	205	220	260	339	429	499	569	625	706	804	970	1,009	1,061
大阪	584	637	717	842	1,103	1,319	1,541	1,723	1,887	2,112	2,406	2,890	2,970	3,052
京都	193	168	156	158	174	191	207	226	257	274	308	376	395	400
神戸	179	183	196	205	236	281	300	320	325	344	381	469	481	514
広島	99	100	103	107	131	148	177	208	220	236	259	296	308	317
福岡	189	172	186	200	258	326	365	400	443	481	552	656	676	707
小計2	1,714	1,758	1,892	2,134	2,690	3,255	3,785	4,271	4,672	5,189	5,909	7,041	7,306	7,602
*40会														
(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	2005	2006
雨宮	21	21	18	16	14	15	20	21	19	22	23	30	30	32
旭川	15	14	14	17	16	19	19	19	22	20	25	35	35	39
釧路	13	15	15	13	17	16	20	21	22	21	22	26	29	44
福島県	67	58	57	51	53	63	68	71	71	70	81	89	93	101
山形県	38	35	29	30	33	30	34	38	46	45	51	55	60	64
岩手	27	28	23	24	30	32	31	33	33	35	41	58	62	66
秋田	37	33	33	33	29	31	30	40	47	48	49	52	53	55
青森	33	29	30	27	31	35	35	36	37	43	40	43	46	51
埼玉	59	56	56	65	74	96	134	171	194	225	283	358	376	395
千葉県	73	79	82	80	90	109	137	166	191	215	254	322	337	367
茨城県	50	55	53	47	50	58	76	79	78	84	94	108	117	131
栃木県	69	57	57	53	56	58	68	77	83	88	95	104	108	110
群馬	45	41	44	42	54	67	87	99	109	116	123	142	145	153
静岡	96	101	89	89	107	123	147	160	184	192	212	231	234	252
山梨	37	35	35	35	39	40	43	44	47	44	51	66	66	69
長野	70	61	60	48	52	56	70	87	96	98	105	123	126	133
新潟	66	67	65	66	65	77	100	113	112	111	121	144	148	160
三重	44	36	38	41	41	39	48	55	51	60	67	84	85	88
岐阜県	48	40	40	38	47	47	62	64	74	78	86	101	100	108
福井	36	32	30	25	27	28	29	29	32	33	38	47	50	55
金沢	47	44	42	42	51	57	63	70	70	67	76	87	84	102
富山県	30	26	26	28	31	37	40	43	51	50	51	59	59	61
奈良	31	21	17	18	21	26	33	37	53	56	70	97	103	107
滋賀	25	22	20	17	22	21	25	30	32	37	42	59	59	72
和歌山	42	43	40	33	33	43	46	53	57	58	62	74	73	84
山口県	70	65	61	64	62	55	48	60	58	62	66	80	87	91
岡山	87	80	83	82	84	87	110	123	131	151	164	191	195	205
鳥取県	26	25	24	24	26	27	21	22	26	25	24	28	32	37
島根県	24	20	21	21	17	18	22	22	21	21	21	29	32	36
香川県	40	36	36	39	49	51	58	70	76	83	83	89	91	98
徳島	31	32	29	29	28	26	29	34	41	45	52	51	53	58
高知	45	36	46	41	41	46	55	56	56	48	49	57	60	60
愛媛	70	62	51	52	61	57	66	66	74	77	82	93	98	107
佐賀県	41	34	32	28	29	28	29	30	28	26	36	48	48	55
長崎県	43	44	52	53	44	48	60	65	64	65	68	76	82	89
大分県	64	50	48	54	51	54	55	61	61	63	65	75	81	84
熊本県	79	68	64	65	60	62	69	85	93	101	106	132	142	146
鹿児島	48	49	48	40	36	37	43	55	61	67	76	90	94	94
宮崎県	27	28	29	22	24	30	30	35	42	50	48	61	62	65
沖縄						145	157	169	171	172	178	184	188	199
小計3	1,814	1,678	1,633	1,592	1,699	1,994	2,317	2,609	2,814	2,971	3,280	3,888	4,043	4,323
○合計														
(西暦)	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	2005	2006
小計1	2,299	2,463	2,796	3,356	4,099	4,866	5,339	5,724	6,314	6,948	7,937	10,256	10,672	11,194
小計2	1,714	1,758	1,892	2,134	2,690	3,255	3,785	4,271	4,672	5,189	5,909	7,041	7,306	7,602
小計3	1,814	1,678	1,633	1,592	1,699	1,994	2,317	2,609	2,814	2,971	3,280	3,888	4,043	4,323
合計	5,827	5,899	6,321	7,082	8,478	10,115	11,441	12,604	13,800	15,108	17,126	21,185	22,021	23,119

割合・グラフ

資料9

○割合

	1949	1954	1959	1964	1969	1974	1979	1984	1989	1994	1999	2004	2005	2006
東京3会	39.5%	41.8%	44.2%	47.4%	48.3%	48.1%	46.7%	45.4%	45.8%	46.0%	46.3%	48.41%	48.46%	48.42%
9会	29.4%	29.8%	29.9%	30.1%	31.6%	32.2%	33.1%	33.9%	33.9%	34.3%	34.5%	33.24%	33.18%	32.88%
40会	31.1%	28.4%	25.8%	22.5%	20.0%	19.7%	20.3%	20.7%	20.4%	19.7%	19.2%	18.35%	18.36%	18.70%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

9会(大阪、京都、神戸、名古屋、横浜、広島、福岡、仙台、札幌)

